

2026年6月1日
大崎工業株式会社

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

一般事業主行動計画

両立支援制度を充実させ、全ての社員がその能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、下記の通り行動計画を策定する。

記

1. 計画期間

2026（令和8）年6月1日から2029（令和11）年5月31日の3年間

2. 目標と取組内容

目標1：年次有給休暇取得率を80%以上とする。

（取組内容）業務代替者の養成等を通じ、休暇を取得しやすい職場環境づくりを促進する。
（実施時期）2026（令和8）年6月1日～

目標2：男性の育児休業取得率を50%以上とする。

（取組内容）該当者へ100%周知するとともに、休業を取得しやすい風土を醸成する。
（実施時期）2026（令和8）年6月1日～

目標3：女性1名採用を目指し、既存社員を含め女性のキャリア形成支援を推進する。

（取組内容）女性が活躍できる企業であることを自社ホームページ等でPRするほか、
評価面談等にて希望を確認し、キャリア形成や業務経験の拡大を支援する。
（実施時期）2026（令和8）年6月1日～

以上